

## 多度津町農業委員会議事録

令和6年5月17日午前8時57分より午前9時38分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について         |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                     |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                     |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用積計画の決定について |
| 議案第5号 | 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について                 |
| 報告    | その他                                      |

出席状況

出席委員

農業委員（11名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
9番委員	池内利行
10番委員	河井弘司
11番委員	秋山義充
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（5名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
5番委員	眞鍋昌造
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（3名）

7番委員	細川清二
8番委員	山地文
12番委員	伊達和博

推進委員（3名）

4番委員	篠原壽雄
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	亀井 康
主 事	炭井 眸

## 審 議 内 容

事務局長 定刻より少し早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、改めておはようございます。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、細川委員、山地委員、伊達委員、篠原推進委員、島田推進委員、高島推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中11名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 それでは、早速ですけども、最初に私のほうから本日の署名委員を指名させていただきたいと思います。

5番の矢野委員さん、6番の池田委員さん、よろしく申し上げます。

続きまして、昨日の小委員会の報告を宮武委員さんのほうからよろしくお願いたしたいと思います。

宮武委員 おはようございます。

今日の議案第1号のところは、今までどおりの使用貸借の解約の通知の報告を受けたもので了承いたしました。

議案第2号のところ、これは農地法第3条でございまして、所有権移転、引き続き田んぼをするんですが、また農地として使用されるということで、また第1号議案とか第4号議案の10番、そのあたりも関係したことが載っておると思います。妥当と判断されました。

議案第3号、農地法の5条であります。これは、個人の住宅あるいは共同住宅をつくるということで、個人の住宅のところにつきまして

は、娘夫婦が高松より戻ってきて、引き続き、またその親御さんが農地も借りて農業をやっておるんですが、その手伝いをするというふうな案件でもありました。これも妥当と判断されました。

議案第4号、これは集積契約でありますけれど、4ページから8ページまでが直接の契約、9ページから12ページまでが機構を通じた契約、これも適切と判断されました。

第5号議案でございますが、これは国土調査法に基づく地籍調査の結果を報告を得ました。後で、また今日も机の上に新しく載っておるんですが、そここのところ一番最後かも分からんけど、文書のところで可否について農業委員会の回答をくださいというような文案で、そこでちょっとこれは農業委員会がどうのこうのと言えるんかね、国土調査法であってというようなこともあって、机の上であって文書の訂正でしょうか、可否ということじゃなくて、意見をくださいというふうに変わっておるそうです。また、事務局のほうから説明があると思います。

以上、終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただきましたけども、これにつきまして何かご意見がありましたらよろしく願います。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案のほうの審議を行いたいというふうに思っております。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号5番について、議案書を基に朗読】  
補足といたしまして、番号5番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、説明いただきまして、皆様方にもご意見、ご質問等お伺いする前に、恒例ですけども、5番の戦前からの小作地のもので、本日担当の●●委員さんが欠席ですんで、いつもどおり参考になることをもし事務局のほうで何か把握しとることがありましたら、ご報告願います。

たいと思います。

事務局

こちらは、借受人の●●さんが、高齢のため返還したいということでお話があったようです。特に、離作料等はなしということで、合意解約になっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案第1号につきましては、いつもどおり報告案件ということで、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、今退席していただきましたけども、これにつきましては●●委員さんが議事参与の制限ということで退室いただけただということでございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

**【議案第2号1番について、議案書を基に朗読】**

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これにつきましてもご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

推2番委員

金額は、売買。

事務局

売買が、これが農地の横に●●さん名義の道がありまして、それも合わせて600万円というふうにお伺ひしております。

議長

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、それでは議案第2号につきまして承認す

ることにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号1番と2番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました2件の転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、この議案につきましても、議事参与の制限で●●委員さん、●●委員さんの退室をお願いしたいと思えます。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から22番と1番から34番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、4ページから8ページの表につきましては、土地所有者が2列目の欄に記載されております借手へ貸付けをし、9

ページから12ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、5月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

これもございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第5号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

まず初めに、議案書13ページの差し替えをお願いいたします。

**【議案第5号について、議案書を基に朗読】**

以上、報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

議案第5号、議案書の差し替え等も含めてご報告ありましたけども、これにつきまして何かご意見ありましたらよろしく願います。

4番委員

すごい量の宅地になってるんですけど、地目変更。これって、税務課は宅地で課税してたんですか。

事務局長

税務課は、現況課税です。

4番委員

登記だけがされてない。

事務局長

登記の地目が田のまま残ってる。それを担当地籍のほうで現況地目にあわせた変更を行っている。

4番委員

すごい量やから、こんなにあるのかなと思って。

事務局長 ビッグの敷地内が全部田で、登記簿上残っていた。  
4 番委員 すごい量が。今までこんなになかったですね。ほかの地区で。こんなにあります。

事務局長 イオンタウンの敷地全部の。  
4 番委員 イオンタウン。  
事務局長 そうです。ビッグがあるところの。  
4 番委員 地目変更なかったということ。それで開発許可が下りたん。  
議長 登記はしてなかったが。  
事務局長 最終登記がされてなかった。地目が変わってなかっただけの話で、転用等の許可等開発も許可が下りてなければ、あんだけの大きなのはできなくて、手続は取られているんですが、最後の登記が出来ていなかったということです。

議長 昨日の小委員会でも同じような話で、今同じことを聞いたんで、不思議やなあという話で。  
4 番委員 不思議だったもので、何でこんな。そうですか、分かりました。  
議長 理由はそういうことです。  
ほかに。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、議案第 5 号につきましては説明がありましたように報告案件ということで、今の意見になろうかなと。その辺調整したいと思います。

そういったことで、議案のほうはこれで終了いたしました。  
続きまして、その他の報告ということで、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局より 5 点ご報告させていただきます。  
1 点目は 4 月定例会の質問の回答について、2 点目は来月分の農地機構貸借案件について、3 点目は農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について、4 点目は県に対する意見提出について、5 点目は農地転用集計表についてです。  
初めに 1 点目、4 月定例会の質問の回答について報告をお願いします。

事務局 4 月定例会内でご質問のありました第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地などの農地区分がどのような農地かの質問について回答させていただきます。また、農地法第 4 条、第 5 条申請について併せて説明させていただきます。

A 4横の資料1をご覧ください。

資料左側に、農地の状況と書かれた枠があります。その右側に農地区区分とありますが、農地の区分には農地の状況に応じて農用地区域内用地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地の5種類に分かれており、それぞれ転用の許可基準である立地基準として許可が原則不可の農地と許可ができる農地に分かれております。

農用地区域内農地とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内にある農地です。

A 3横の資料2の緑色、黄色で着色された農地が農業振興地域内にある農地で、緑色の農地が農用地、青地、黄色の農地が農用地ではない農地、白地となっております。この農用地区域内農地については、基本農地転用が不可となり、やむを得ない理由で転用する場合は農用地からの除外申請を行う必要があります。

なお、町では農振除外の個別申請の受付を4月、8月、12月の年3回行っており、その月の定例会のその他報告で報告させていただいておりますが、この農用地を除外することで農用地区域内農地を第2種農地へ変更し、農地転用が可能となるものです。

続きまして、第1種農地についてです。第1種農地とは、農業、公共投資、土地改良事業等の対象となり、補助金を利用し、整備した農地や集団農地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地、生産力の極めて高い農地など、良好な営農条件を備えている農地のことです。

続きまして、甲種農地についてです。甲種農地とは、市街化調整区域にある農地のうち、特に良好な営農条件を備えている農地のことです。

なお、この第1種農地、甲種農地につきましては、多度津町では該当する農地はございません。

続きまして、第2種農地についてです。第2種農地とは、農業、公共投資、土地改良事業等の対象となっていない集団性の低い農地のことです。農振除外を行った農地と農業振興地域内の農用地ではない農地、いわゆる白地が該当する農地になります。

続きまして、第3種農地です。第3種農地とは、市街地の区域または市街地化の著しい区域にある農地です。多度津町では、都市計画法に定められた用途地域のことで、A 3横の資料3の着色部分が多度津町の用途地域に該当する地域となります。

以上のことから、多度津町で該当する農地区分は、農用地区域内農地、第2種農地、第3種農地となりますが、先ほど説明いただきました農用地区域内農地は、農地転用を行うために必要な個別の農振除外申請を行うことで第2種農地となってまいります。

続きまして、農地転用についてでございます。

農地転用には、農地法第4条許可申請、第5条許可申請があります。農地を農地以外の用途へ転用する場合は、農業委員会を經由して都道府県知事または指定市町村の長の許可が必要となります。

農地法第4条許可は、農地の所有者自らが農地を農地以外の用途へ転用する場合の許可申請でございます。

農地法第5条許可は、所有者以外が農地を農地以外の用途へ転用する場合の許可申請になります。

以上、簡単ですが説明させていただきます。

議長

ただいま報告の1点目ということで、先月●●委員さんのほうから質問、要望等がありました質問に報告をさせていただきましたけども、今の報告でどうでしょうか。

ほかの委員さんも特にございませんか。

(なし の声あり)

ちょっと、途中で止めさせていただきましたけど、それでは2点目から以降の報告をお願いします。

事務局長

続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、5月28日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしく願います。

以上です。

事務局長

3点目、農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について報告をお願いします。

事務局

農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてという資料をご覧ください。

委員の皆様には、例年公務災害保険に加入していただいております。保険期間満了が近づいてきましたので、改めて保険に加入していただくご案内をさせていただきます。

これまで加入していただいていたものが、蛍光ペンで印をしているA型になります。保険料が年間1,000円、保険期間は10月1日から1年間となっております。今回も、こちらのA型の保険加入の手続をさせていただきます。保険料の1,000円につきましては、来月支給の費用弁償から引かせていただきます。もし委員として活動されているときにけがなどをされましたら、至急事務局までご連絡ください。

以上です。

事務局長  
事務局

4点目、県に対する意見提出について報告をお願いします。

右上に様式1と記載があります令和7年度農用地等の利用の最適化の推進に関する改善意見、県提出への意見等についてと書かれた資料をご覧ください。

今年度においても、香川県農業会議が県に対して、本県の農地利用の進め方を中心に、県農業の将来に向けての在り方や今後の県農業施策についての意見を提出するに当たり、現場の意見や要望の取りまとめ依頼がありました。こちらの様式は、次のページにあります提出のための整理の仕方を参考に、日常業務においての問題、課題、現場の状況等を記入していただくものとなっております。つきましては、お手数ですが様式1にご記入の上、次回6月定例会でご提出をお願いいたします。

また、次の資料に昨年提出いただいた令和6年度最適化施策等に関する改善意見に対する回答を添付しておりますので、ご確認ください。

以上です。

事務局長  
事務局

5点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

お手元にお配りしております令和6年度農地転用処理集計表と令和6年5月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は、農地法第4条申請がゼロ件、農地法第5条申請2件、合計面積1,339平米です。内訳は、第2種農地が1件、地目田、面積470平米、第3種農地1件、地目田、面積869平米となっております。

令和6年度の5月受付分までの農地法第4条、第5条の合計といたしまして、農地法第4条申請がゼロ件、農地法第5条申請が3件、合計面積3,451平米となります。内訳といたしまして、第2種農地1件、地目田、面積470平米、第3種農地2件、地目田、面積が

2, 981 平米となっております。また、一覧表をご確認ください。  
以上です。

事務局長  
議長

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいま5点ほどご報告いただきましたけども、全体にわたって何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定について事務局より報告お願ひします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

6月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は14番横關委員、推進委員は3番眞鍋委員にお願ひしたいと思ひます。

定例会は、20日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は7番細川委員、8番山地委員、9番池内委員のうち2名の方にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。

以上で議案なりを全て終了いたしましたけども、全体にわたって再度何かありましたらお伺ひしたいと思ひます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、ここで定例会については終了させていただきたいと思ひます。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....